

うるま市教育委員会告示第15号

うるま市学校給食弁当代替者補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年7月17日

うるま市教育委員会 教育長 嘉手苺 弘美

うるま市学校給食弁当代替者補助金交付要綱の一部を改正する告示

うるま市学校給食弁当代替者補助金交付要綱（令和8年うるま市教育委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

改正後（案）	現行
（補助対象期間） 第4条 補助対象期間は、申請日の属する年度の4月1日から3月31日までとする。ただし、教育長が必要と認める場合は、補助対象期間を変更できるものとする。	（補助対象期間） 第4条 補助対象期間（以下「<u>補助対象期間</u>という。）は、申請日の属する年度の4月1日から3月31日までとする。ただし、教育長が必要と認める場合は、補助対象期間を変更できるものとする。
備考 現行の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。	

附 則

この告示は、令和8年7月17日から施行する。